

町有財産賃貸借契約書（案）

只見町（以下「貸付者」という。）と〇〇〇〇（以下、「借受者」という。）とは、次の条項により町有財産賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 貸付者及び借受者の両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならないものとする。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

財産名	所在地	貸付場所	設置台数
			1台
合計			1台

（貸付期間）

第3条 貸付期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。ただし、管理等が良好な場合は、両者協議の上、最長3年まで延長できる。

2 貸付者は、第1項に定める貸付期間の初日に貸付物件をその所在する場所において、借受者に引き渡すものとする。

（用途指定等）

第4条 借受者は、貸付物件を前条に定める期間中直接自動販売機の設置（以下「指定用途」という。）の用に供しなければならない。

2 借受者は、貸付物件を指定用途に供するに当たっては、別紙「仕様書」を遵守しなければならない。また付加機能に災害救援機能を搭載した自動販売機については、別紙「特記仕様書」を遵守しなければならない。

（契約更新等）

第5条 本契約は、前条に定める契約期間満了時において契約の更新（更新の請求及び建物の使用の継続によるものを含む。）は行われず、貸付期間の延長も行われないものとする。

（貸付料）

第6条 貸付料は、年額金<落札価格>円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇円）とする。なお、年度途中で貸付けを開始又は終了する場合、当該年度に貸付者に納付する貸付料は、日割り計算とする。

（貸付料の支払及び遅延利息）

第7条 借受者は、貸付者の発行する納入通知書により前条に規定する貸付料を、納期限までに貸付者に支払うものとする。

2 借受者の責めに帰する事由により、前項に規定する貸付料の支払いが遅れた場合は、貸付者は、借受者に対して遅延利息の支払いを請求することができる。

3 前項の遅延利息の額は、遅延日数に応じ、未受領金額に対し、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく率を乗じて得た額とする。

（計量器の設置並びに光熱水費及びその支払）

第 8 条 借受者は、設置する自動販売機に電気等使用量を計測する計量器（計量法（平成 4 年法律第 51 号）に基づく検査に合格したものに限る。）を貸付者の指示により設置しなければならない。

2 貸付者は、前項の計量器により計測した自動販売機の電気等の使用量に基づき、光熱水費を計算する。

3 借受者は、前項の光熱水費を、貸付者が発行する納入通知書により、指定された日までに支払うものとする。

（費用負担）

第 9 条 自動販売機の設置、管理運営及び撤去に要する費用は、借受者の負担とする。

2 前条第 1 項に定める計量器の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、借受者の負担とする。

（瑕疵担保等）

第 10 条 借受者は、この契約締結後、貸付物件に数量不足又は隠れた瑕疵のあることを発見しても、貸付者に対し、賃貸料の減免若しくは損害賠償の請求をすることができない。

2 借受者は、貸付物件が、その責に帰することができない事由により滅失又は毀損した場合は、当該滅失又は毀損部分につき、貸付者の認める金額の賃貸料の減免を請求することができる。

（権利の譲渡等の禁止）

第 11 条 借受者は、貸付期間中、貸付者の承認を得ないで貸付物件の賃借権を第三者に譲渡し、又は貸し付けることができない。

（管理義務）

第 12 条 借受者は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 借受者は、貸付物件の現状を変更しようとするときは、事前に詳細な理由を付した書面をもって貸付者に申請しなければならない。

3 貸付者は、借受者から前項の申請があったときは、遅滞なく事情を調査し、承認又は不承認を書面により通知する。

4 前 3 項の規定により発生する費用は、全て借受者の負担とする。

（第三者への損害の賠償義務）

第 13 条 借受者は、貸付物件を指定用途に供し第三者に損害を与えたときは、貸付者の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。

2 貸付者が、借受者に代わって前項の賠償の責を負った場合には、貸付者は、借受者に対して求償することができるものとする。

(滅失又は毀損の報告)

第 14 条 借受者は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を貸付者に報告するものとする。

(商品等の盗難又は毀損)

第 15 条 貸付者は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金又は釣銭の盗難又は毀損について、その責を負わない。この場合、借受者は、借受者の負担において商品等の盗難又は毀損について解決しなければならない。

(実地調査等)

第 16 条 貸付者は、貸付物件について随時使用状況等を実地調査し、又は所要の報告を借受者に求めることができるものとする。この場合、借受者は貸付者に協力するものとする。

(契約の解除)

第 17 条 貸付者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができるものとする。

- (1) 借受者が、契約書に定める義務を履行しないとき。
- (2) 借受者が、解除を申し出たとき。ただし、借受者の解除の申出は、解除しようとする日の6か月前までに書面により行うものとする。
- (3) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 5 項及び同法第 238 条の 5 第 4 項の規定により、貸付者が、公用又は公共用に供するため、必要に生じたとき。
- (4) 貸付者が、解除しようとする日の6か月前までに書面により本契約の解除を通知したとき。

(賃貸料の返還)

第 18 条 貸付者は、前条の規定により契約を解除したときは、次の各号のとおり賃貸料の精算をおこなうものとする。

- (1) 前条第 1 号又は第 2 号により契約を解除したときは、既に徴収した賃貸料の返還は行わない。
- (2) 前条第 3 号又は第 4 号により契約を解除し、かつ、その年度において既に徴収した賃貸料があるときは、現に貸付けた期間に相当する賃貸料を控除した額を返還する。
- (3) 現に貸付けた期間に相当する賃貸料は、当該年次の賃貸料をその年次の日数で除し、その年次の期間の初日から契約を解除するまでの日数を乗じた金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）とする。

(返還及び原状回復の義務)

第 19 条 借受者は、貸付期間が満了したとき、又は貸付者が第 17 条の規定により解除権を行使したときは、貸付者の指定する日までに貸付物件を原状に回復して返還するものとする。ただし、貸付者が原状に回復させることが適当でないと認めたときは、この限り

ではないものとする。

(損害賠償)

第20条 借受者は、借受者の責めに帰する事由により、貸付物件の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、その当該物件を原状に回復する費用に相当する金額を損害賠償として貸付者に支払わなければならない。ただし、借受者が当該物件を原状に回復した場合は、この限りではないものとする。

2 借受者は、本契約に定める義務を履行しないために貸付者に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として、貸付者に支払わなければならない。

3 貸付者が第17条第3号及び第4号の規定により本契約を解除した場合において、借受者に損害が生じた場合であっても、借受者は、貸付者に対しその補償を請求しないものとする。

(契約の費用)

第21条 借受者は、本契約に要する費用一切を負担しなければならない。

(疑義等の決定)

第22条 本契約について疑義等が生じたとき、又は本契約に定めのない事項で約定する必要が生じたときは、両者協議の上別に定めるものとする。

2 前項の規定による協議が整わない場合、この契約にかんする一切の紛争に関しては、貸付者の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印の上各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

貸付者 住 所 福島県南会津郡只見町大字只見字雨堤1039番地
只見町

氏 名 只見町長 渡部 勇夫

借受者 住 所

氏 名